

住生活基本計画（R3.3閣議決定）の概要（3つの視点・8つの目標）

住生活基本法
平成18年6月施行

住生活基本計画（全国計画）
【計画期間】平成28年度～37年度

おおむね5年毎に見直し

【計画期間】令和3年度～令和12年度

○住生活をめぐる現状と課題に対応するため、「3つの視点」から「8つの目標」を設定し、施策を総合的に推進

①「社会環境の変化」 の視点

- 目標1 「新たな日常」、DXの推進等
- 目標2 安全な住宅・住宅地の形成等



②「居住者・コミュニティ」 の視点

- 目標3 子どもを産み育てやすい住まい
- 目標4 高齢者等が安心して暮らせるコミュニティ等
- 目標5 セーフティネット機能の整備



③「住宅ストック・産業」 の視点

- 目標6 住宅循環システムの構築等
- 目標7 空き家の管理・除却・利活用
- 目標8 住生活産業の発展

